

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	上尾市大字上野字石井戸二二九番一地先 から同市大字上野字東中三一五番二地先	区 間
一一・一〇〇二二・五〇	七・九〇〇一九・四八	敷地の幅員 (メートル)
三四三・六〇		延長 (メートル)
		備 考